

立川市公の施設（立川市図書館）指定管理者候補者の選定について（諮問）

上記の議案を提出する。

令和4年8月4日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理 由

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第24号）第7条の規定による。

立川市公の施設指定管理者候補者
選定審査会会長 殿

立川市教育委員会

立川市図書館の指定管理者候補者の選定について（諮問）

立川市教育委員会では、民間事業者等の創意工夫による図書館運営により、利用者サービスの向上と経費の節減を図るため、平成22年度から、地区図書館への指定管理者制度を段階的に導入し、平成27年度には地区図書館全館（8館）が指定管理者による管理・運営に移行しました。

これまで、指定管理者制度導入により、市の経費を抑制しながら、地域と連携した企画展示や幅広い世代を対象にした講座を開催することで図書館の利用を促進し、利用者満足度調査でも接客対応やスタッフの案内・説明が高く評価されるなど、その効果が認められています。

このことから、令和5年3月で現指定期間が終了する下記施設について、指定管理者制度を継続すべく、次期指定管理期間の指定管理者を募集することといたしました。

つきましては、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第7条に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

（諮問事項）

立川市図書館Aグループ（3館）及びBグループ（5館）における指定管理者候補者の選定について

1 公の施設の名称及び所在地

（1）Aグループ

- ①立川市柴崎図書館 立川市柴崎町2丁目20番5号
- ②立川市上砂図書館 立川市上砂町1丁目13番地の1
- ③立川市多摩川図書館 立川市富士見町6丁目51番1号

（2）Bグループ

- ①立川市幸図書館 立川市幸町5丁目83番地の1
- ②立川市西砂図書館 立川市西砂町6丁目12番地の10
- ③立川市高松図書館 立川市高松町3丁目22番5号
- ④立川市錦図書館 立川市錦町3丁目12番25号
- ⑤立川市若葉図書館 立川市若葉町3丁目34番地の1

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）